

会 議 録

会 議 名 平成30年度第4回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会
開催日時 平成31年2月7日(木) 午後4時～
開催場所 北杜市役所 西会議室
出席者 委員22名、事務局7名、計29名
出席委員 大柴政敏、大柴積郎、清水康長、小池光和、進藤幸夫、白砂勇、小澤正武、三井梓、進藤俊幸、小澤達郎、中田満、堀内敏光、上原美奈子、深沢朝男、赤岡直樹、浅川隆、植松本、浅川正人、由井秀樹、名取和子、小川昭二、齊藤良幸
欠席委員 長坂治男、浅川健一、中嶋克仁、奈良田伸司
事務局 篠原市民部長、平島市民課長、市民課国保年金担当 萩原、原、柴井
皆川健康増進課長、健康増進課健康づくり担当 輿水

議 題

- (1) 北杜市国民健康保険の状況について
- (2) 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)について
- (3) 平成31年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について
- (4) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (5) 保険事業について
- (6) その他

公開・非公開の別 公開
傍聴人の数 3名

審議内容

1. 開会のことば

(事務局)

それではこれより始めたいと思います。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より、北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきます。最初に相互にあいさつを交わりたいと思いますので御起立をよろしく願いいたします。

《相互にあいさつ》

(事務局)

御着席ください。本日の会議は公開とさせていただきます。傍聴を希望される3名の方から申し出がございましたが、傍聴することを許可することに御了承いただけますようお願いいたします。

本日出席の委員の皆様は22名です。委員定数が26名です。協議会規則第5条に定められた委員の2分の1以上の出席を得ているため、本会議が成立することを御報告申し上げます。

次第により進めて参りますが、ただ今、市長が別の公務で遅れておりました、2. 委嘱

状交付、3. 市長あいさつにつきましては、市長がこちらに到着次第行うこととさせていただきますので、御了承くださいますようお願いいたします。

4. 自己紹介

(事務局)

本日は、新しい体制の委員となりまして初めての会議でございますので、自己紹介をお願いしたいと思います。別紙1の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿を御覧いただきたいと思います。

北杜市の本運営協議会は26名で構成されておりまして、被保険者を代表する委員が8名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員が8名、公益を代表する委員が8名、被保険者を代表する委員が2名となっております。今回は新任の委員様が7名、再任の委員様が19名となっております。それでは、各委員の皆様には自己紹介でお名前等を申し上げていただきたいと思います。明野の大柴委員様からお願いします。

《自己紹介》

(事務局)

以上で自己紹介を終了させていただきます。

続きまして、会長、職務代理者選出、会長、職務代理者あいさつ、議事と移っていく訳ですが、議事の「(1)北杜市国民健康保険の状況について」事務局から先に説明させていただきます。大変申し訳ありませんが、御了承いただきたいと思います。

7. 議事

(1) 北杜市国民健康保険の状況について

(事務局)

それでは、お手元の資料1「平成30年度第4回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会資料」の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

1ページにつきましては、被保険者の推移となりますが、平成29年度は15,265人でありました。平成30年度につきましては、現在のところ15,064人となっております。年々減少しております。減少の要因は、パート労働者の被保険者への拡大が成されたことや、75歳からの後期高齢者医療保険への移行が多いことなどが要因であると分析しております。

次に、医療費の推移であります。平成27～28年度は、C型肝炎ウイルスの新型薬が高価であったため、医療費の伸びがありましたけれど、平成29年度では落ち着きまして、平成30年度現在も際立った伸びはありません。

2ページをお願いいたします。一人当たりの医療費の推移につきましては、年々増える状況であります。下段の国民健康保険税の収納率につきましては、平成29年度は現年で96.83%、過年度の滞納繰越分については27.16%でした。県内他市と比べると徴収率が高い方となっております。

3ページをお願いいたします。一人当たりの医療費の状況についてですが、平成29年度においては、一人当たりの医療費は318,244円でありました。県内でも低い方に

当たります。

4ページをお願いいたします。国民健康保険税の調定についてですが、平成29年度の一人当たりの保険税調定額は88,316円で、一世帯当たりの調定としますと147,161円で、県内の市の中では一番低くなっております。

5ページをお願いいたします。国民健康保険税の収納率は、県内でも最も高い方となっております。

6ページをお願いいたします。財政調整基金の保有状況であります。平成29年度末には5億1,290万円余りでありました。平成30年度末には5億3,900万円余りを積み増す予定でありまして、基金の総額は10億5,200万円余りとなる予定となっております。

以上で、北杜市の国民健康保険の状況についての説明を終わらせていただきます。

(事務局)

続きまして、前後して申し訳ありませんが、議事の「(5) 保険事業について」健康増進課より説明させていただきます。

(5) 保険事業について

(事務局)

健康増進課の輿水と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

皆様のお手元にごさいます、資料No. 2を御覧ください。こちらは、特定健診、巡回健診の受診者数を表とグラフにしたものです。ただし、平成30年度につきましては、受診率が確定数値ではございませんので、巡回検診のみ暫定での受診率を算出させていただいております。平成28～30年度の3年間の数字から見ますと、平成30年度につきましては、受診者数が大幅に伸びている状況にあります。過去3年間で一番多く4,211人と昨年度と比較しますと282人増加しています。受診者数の内訳を男女別、年齢別で見ますと、①として、男性は60歳代が3年間継続して減少している状況がありまして、一番多い時から比べますと64人減少している状況となっております。70歳から74歳までは増加傾向にあり、3年間で一番少ない時から比較いたしますと152人増加しております。男性全体では、昨年度より136人の増加ということになっております。②として、女性の方ですが、女性は50歳代が僅かながら減少しています。60歳代につきましては、3年間継続して減少し一番多い時から比較してみますと124人の減少となっております。70歳から74歳までは、増加傾向にありまして3年間で245人の増加という状況となっております。総合的に見ますと、男女ともに減少傾向が大きかったのは60歳代で、増加傾向が大きかったのは70歳から74歳までといった状況にありました。減少傾向が大きかった60歳代について、要因については分析中ですが、国民健康保険年齢別加入状況、また人口等も考察してみましたが、他の年代と加入者の様子は、約3倍程度少なくなっている状況はありますが、この健診の減少の様子から見て、それが確実な要因であるかどうかは不明な状況です。また、健診受診者の状況につきましては、表の下に棒グラフがありまして、そちらに3年間の年齢別の様子を表示しました。

特定健診の巡回検診におきまして、受診者数の増加を目指し、未受診者対策を平成30

年度に行いました。内容としましては、例年通りのところを黒字で示してございます。周知という点で、広報、CATV、回覧、組織との連携によって周知をいたしました。また、保育園や乳幼児健診、つどいの広場、健康教育等で受診勧奨チラシの配布を行いました。現在も実施しているところですが、希望調査票を全戸配布し、健診日の周知を行いました。また、国民健康保険証郵送時、受診勧奨のチラシを同封いたしました。健診の体制整備という点で、送迎バスの運行、土日の開催、託児を行いました。今回、昨年度よりも受診者数が増えた主な要因について考えてみますと、赤字のところにあります。11月のまとめの健診の前に受診希望状況調査の様子で、春の健診を未受診の方668人の全員に電話にて受診勧奨を行いました。特定健診対象者で、また受診状況調査票を全く提出されていない未登録の方1,543人については、希望状況を確認せずに健診セットを発送させていただいて、受診の勧奨を行ったところです。以上になります。

(事務局)

ありがとうございました。大変申し訳ありませんが、本来であれば議事として会長様にお諮りいただいて、皆様から質疑を受けなければならないところですが、先に議事の内容を説明させていただきながら、質疑につきましては後ほど取りまとめさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、議事の「(2)平成30年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案について」をお願いいたします。

(2)平成30年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案について(第2号)について

(事務局)

それでは、平成30年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案について、御説明いたします。資料は7ページ、8ページになります。

始めに7ページの歳入から御説明いたします。予算項目ごとに左から①平成30年度予算現額、②3月補正(案)、③3月補正後予算額、④決算見込額の順にまとめてあります。3月補正にて予算の増減を予定している主な箇所を説明させていただきます。

まず、保険税ですが、合計欄を御覧ください。予算現額12億8,166万9千円に対し、3月補正で1,344万9千円を減額し、3月補正後予算額は12億6,822万円となります。減額となった要因といたしましては、被保険者数の減少、現役世代の減少に伴う全体的な所得の減少等によるものであります。

続いて、県支出金です。主な補助金は、保険給付費に充当する普通交付金、特定健診の補助金になります。3月補正にて3億182万4千円を減額し、補正後予算額は40億3,525万4千円となります。保険給付費の減額に伴う普通交付金の減額が主な内容です。

続いて、繰入金です。こちらは国民健康保険に係る職員の人件費、国保の事務費、国からの財政支援、県の単独事業である窓口無料化事業の実施に伴う医療費の負担増に対する県補助金などの繰り入れとなります。一般会計繰入金の計を御覧ください。3月補正で1,036万6千円増額し、補正後予算額は5億1,485万7千円となります。また、基金繰入金、基金の取り崩しのこととなりますが、歳入、歳出の状況から取り崩す必要はなさそうですので、5,000万円全額を減額とします。

続いて、繰越金です。前年度の余剰金ですが、ここで留保していた分を全額予算計上いたしまして、補正後予算額は6億8,368万4千円となります。

続いて、諸収入です。延滞金及び第三者納付金等の歳入によるもので、3月補正で419万7千円増額し、補正後予算額は920万7千円となります。

一番下に行っていただきまして、歳入の合計ですが、3月補正で2億3,755万2千円増額し、補正後予算額は65億1,181万5千円となります。また、決算見込額は1月31日現在の数字ですが、65億1,256万9千円となっております。

続いて、8ページの歳出の状況になります。まず、保険給付費ですが、保険給付費は歳出の約7割を占めるものであります。3月補正で3億843万9千円を減額し、補正後予算額は41億2,124万7千円となっております。主な要因は、被保険者数の減少等による医療費全体の減額になります。

続いて、基金積立金です。3月補正で5億3,937万6千円増額し、補正後予算額は5億3,946万8千円となります。今までは保険者は国保連から医療費の請求があれば、それを支払わなければなりません。それで余剰金を保険給付費にある程度膨らませて予算計上してきました。今年度からは国保の制度改正により、保険者が支払った保険給付費に要する費用は県から交付されるため、余剰金はほぼ基金の積立になっております。

諸支出金の繰出金ですが、3月補正で661万5千円増額になります。これは施設整備と救急患者の受入体制を支援するため、塩川、甲陽の両市立病院に対する国の交付金を病院事業会計へ繰り出すものです。

歳出合計ですが、3月補正にて歳入と同額の2億3,755万2千円増額し、補正後予算額は65億1,181万5千円となります。また、決算見込額は62億9,144万円となり、今のところの見込みではありますが、歳入歳出差引額は2億2,112万9千円となっております。

以上で補正予算案についての説明を終わらせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。会議次第の進行を代えさせていただいているところで、大変恐縮ですが、市長の到着までもうしばらくかかる見込みです。今回の国民健康保険運営に関する協議会につきましては、国民健康保険法に基づく公務会議でございます。議事録等を正式に残さなければならないということもございます。議事の内容について先に説明をさせていただきましたが、会長、職務代理者の選出をさせていただき、議事を正式に起こしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

5. 会長、職務代理者の選出

(事務局)

それでは、会長、職務代理者の選出に移らせていただきます。国民健康保険法施行規則に協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員の内から全員が選任して決めると定められております。また、会長事故あるときは、規定に準じて選任された委員がこの職務を代行すると規定されております。ここで大変僭越ですが、前回までの経緯について説明させていただきます。

資料2をお願いいたします。こちら北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する運営協議会の歴代会長、職務代理人についての表ということで、お手元に配布させていただいております。会長、職務代理人の選任については、なかなか決まらないという場合もございます。前回の委員さんの方でこのようなかたちで順序をお決めいただいたということになっています。平成30年12月からの欄を御覧ください。会長につきましては、大泉町、職務代理人は武川町から選出ということに決まっております。こういった選出の方法でよろしいか委員の皆様にも再度お諮りさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

《異議なしの声》

(事務局)

異議なしのお言葉をいただきました。それでは、この表に基づきまして、今年度、平成30年12月からになります。3年間ということで、大泉町の浅川正人様に会長を、職務代理人につきましては、武川町の小川昭二様をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

《異議なしの声》

6. 会長、職務代理人あいさつ

(事務局)

ありがとうございます。それでは、ここで浅川会長様と小川職務代理人様に御挨拶をお願いしたいと思います。

《会長、職務代理人あいさつ》

(事務局)

ありがとうございました。それでは、お二人に拍手をもって信任していただければと思います。

《拍手をもって信任》

(事務局)

それでは、再度、議事の方に移らせていただきます。浅川会長は会長席の方へお願いします。浅川会長に議長となっただきまして、議事の進行をお願いいたします。

7. 議事

(議長)

早速、議長を務めさせていただきます。議事に既に入っている訳ですが、再開する前に本日の会議録署名委員をお願いしたいと思います。会則9条にありますとおり、3名の委員をとということです。私の方から指名させていただきます。1番「大柴正敏」委員、3番「大柴積郎」委員、4番「清水康長」委員、以上3名を議事録署名委員として指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入る訳ですが、議案(1)国民健康保険の状況、(2)平成30年度国民健康保険特別会計第2回補正予算案、(5)保健事業については、既に説明が終わってお

ります。まずはこの3点について皆様より御意見・御質問等がありましたらお願いいたします。

(委員)

今期、新たな任期の始まりとなりますので敢えて発言をさせていただきます。また、専門の方がいらっしゃる中で非常に恐縮ではございますけれども、保健事業について要望ということでお願いしたいと思います。国保会計を円滑に運営するためには、やはり市民が健康であるということが非常に重要だと思います。病気になる前の健康維持増進事業というものが非常に重要でございますので、今一生懸命取り組んでいただいております。先ほどの説明の中でも、新たな事業に取り組んで成果を挙げているという説明がございましたけれども、これからも従前にも増して保険事業、健康維持増進事業に力を入れていただきたいと思っております。

(議長)

ただ今、委員から要望がありましたが、事務局から何かありましたらお願いします。

(事務局)

保険事業につきましては、毎年、職員の中で事業についての評価、考察を行っているところです。特に総合健診につきましては、やはり予防という視点で、病気になる前に市民の皆様が事業に参加していただくというところに重点を置いています。平成30年度につきましては、おおむね300人の方が例年より多く総合健診を受診していただいた状況がありまして、巡回検診の中での受診率は例年31～32%でございますが、今年度につきましては、巡回検診で35%と、かなりの人数が増加しているという状況です。これに加えて、人間ドックの数につきましては例年14.5%の受診率が出ておりますので、確定の数字ではございませんが、それが加算されて平成30年度の最終的な受診率になっていきます。ですが、本来ならば全員の方に受診していただきたいというところがございまして、一層取り組みを強化し、また事業の評価をしっかり行って次年度の計画へ繋げていきたいと思っております。

(議長)

他に委員の皆様からありましたらお願いします。

(委員)

3ページの一人当たりの医療費の状況ですけれども、北杜市は全県下で見ても低い方という構図になっております。この表から見た時、なぜ北杜市がこの低い部類に入っているのか、その要因を教えてくださいということと、健康事業について受診率が35%になっておりますが、これは全県下的に見ると低いのでしょうか高いのでしょうか、その辺のところを教えてくださいと思います。

(議長)

事務局より二点について御説明をお願いいたします。

(事務局)

一人当たりの医療費が低いということについては、結果としてこのまま受け止めるということになりますが、本当に市民ひとり一人が元気で健康でいらっしゃる、そしてまたお医者さんに必要以上にかからないというところが、こちらの数字に現れてきていると思います。また、介護保険料を見ましても、北杜市民は本当に元気でいらっしゃって介護保険料も低いということで、総じて元気な方が多いということがこの数字に現れてきている状況にあります。

(事務局)

保健事業について説明させていただきます。総合健診の受診率についてですが、13市の中で比較いたしますと、平成29年度につきましては6番目といった状況になっています。平成30年度の確定数字は今年の秋に出て参りますが、健診機関の方と考察した結果、どの市におきましても受診者数は減少している状況がございます。北杜市につきましては、その中で300人ほどの増加が見られておりますので、おそらく平成30年度の受診率につきましては、現在の6番目よりも上がるのではないかと考えているところです。

(議長)

他に委員の方で何かありましたらお願いいたします。

(委員)

一点、説明を求めたいのですが、先ほど7ページの補正予算案について説明がございました。この7ページは歳入について説明しているページですが、一般会計からの繰入金についてどうしても目が行ってしまいます。繰入金ですから財布間の移動というようなことになると思われますが、備考欄に「低所得者、高齢者等の加入状況に応じた繰り入れ」ということで、通常、収入が増えるということは良いことですが、先ほど言ったように一般会計から特別会計への移動ですから、同じ市の財布という点では同じになってくる訳です。その中で968万8千円の補正をしたということにつきまして、多分機械的な増加だとは思いますが、備考欄のコメントをもう少し細かく説明していただきたいと思います。

(議長)

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

財政安定化支援事業ですが、低所得者に対しましては主に税の軽減措置があります。その軽減世帯の方が多ければ多いほど、この財政安定化支援事業の数字が上がっていくと考えております。当初の見込みよりも低所得者が増えて軽減された方が増えたということでもあります。

(委員)

当初予算で見込むときには、「低所得者分がこのくらい、あるいは、高齢者の新たな加入がこのくらいだろう」ということを見込んだ上で一般会計からの繰り入れを設定しているはずですが、それが見込みよりも増えたということは、何か要因があるのではないかと思います。見込みよりも増えたというところの説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

低所得者に対する軽減措置の拡大、これも一つの要因と考えています。軽減措置が見込みよりも増えたということですが、国保税の7割軽減、5割軽減、2割軽減とありまして、これが金額の拡大幅でありまして、幅が拡大されたということが原因の一つです。

(議長)

他にはどうでしょうか。その他ないようですので、三点の議題につきましては、御了承いただいたということでよろしく願いいたします。

(事務局)

ただ今、市長が見えましたので、議事を一度中断していただきまして、市長の方から委嘱状の交付、あいさつをいただきたいと思います。会長様は、お席の方にお戻りいただきまして、委嘱状の交付をさせていただきたいと思います。順次席の方をお回りいたしますのでその場でお待ち下さい。

2. 委嘱状交付

(事務局)

ありがとうございました。委嘱状の交付が終わりました。それでは、渡辺市長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いします。

3. 市長あいさつ

(事務局)

渡辺市長ありがとうございました。市長につきましては、この後も公務が続きますが大変申し訳ありませんが退席とさせていただきます。皆様には御了承いただけますようお願いいたします。

《市長退席》

(事務局)

それでは、浅川会長様に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

7. 議事（再開）

(3) 平成31年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について

(議長)

それでは再開いたします。続きまして、「(3) 平成31年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、平成31年度北杜市国民健康保険特別会計の当初予算案について御説明します。資料は、9ページ、10ページ、A3版の大き目の紙になりますが御覧いただきたいと思えます。

歳入の予算項目ごとに説明、平成29年度決算額、平成30年度当初予算額、平成31年度当初予算案、増減となっています。表の右から2列目にあります、平成31年度当初予算案の欄で主なものを説明いたします。

まず、①保険税の合計欄を御覧下さい。一般分と退職分の保険税11億5,251万5千円で、前年度比1億2,915万4千円の減額になります。主な要因は被保険者数の減少による減収と3方式移行に伴う資産割分の減額によるものです。

続いて、⑥県支出金です。予算額は40億5,475万4千円です。主に制度改正により、保険給付費に要する費用が県から交付されます。内容は普通交付金として保険給付費に要する費用が39億6,468万7千円、保険者努力支援分として、保険者の経営努力に対して2,176万9千円、特別調整交付金分として、システム改修に要する費用等に対して864万6千円、県繰入金として地域の特殊な事情に応じた調整分などとして4,064万7千円、特定健診等負担金1,900万5千円です。

続いて、⑨繰入金ですが、計6億9,408万2千円です。国からの財政支援、国保に係る職員人件費などの一般会計からの繰り入れ及び財政調整基金からの繰入金になります。基金繰入金は前年度から1億3,000万円増額し1億8,000万円としました。

続いて、⑩繰越金は2,906万6千円です。

続いて、⑪諸収入は501万円です。保険税の延滞金等になります。

歳入合計は、59億3,604万2千円になり、前年度比2億7,971万1千円の減額になります。

次に、10ページを御覧ください。歳出の状況になります。

まず、①総務費ですが、職員の人件費、一般事務経費、国保税の課税に関する事務経費などが主な支出になります。予算額計6,855万1千円で、前年度比453万2千円の増額となっております。

続いて、②保険給付費です。医療費の国保負担分、高額療養費、出産育児一時金などが主な支出項目になります。保険給付費合計で予算額39億8,758万7千円で、前年度比4億4,209万9千円の減額となります。過去3年の医療費の動向を見る中で、被保険者数の減少、薬価改定の影響などによる減額を見込んでおります。

続いて、③国民健康保険事業費納付金です。今年度からの国保制度改正に伴い、市が県に納付するものです。医療給付費分11億9,075万6千円、後期高齢者支援金等分4億2,200万6千円、介護納付金分1億5,408万円で納付金の合計が17億6,684万2千円になります。新制度においては、県が県全体の医療費を見込み、これを基に

各市町村の被保険者数や年齢構成、所得水準、医療費水準等を踏まえて、市町村ごとの納付金を算定し、市町村は県に納付金を納める仕組みとなります。

続いて、⑨保健事業費です。保険事業費は、巡回健診、人間ドック、特定保健指導に関する経費及び医療費通知発送などの疾病予防費になります。予算額は8,613万7千円となります。

続いて、⑫諸支出金です。諸支出金は、合計で630万1千円です。主なものは、保険税の還付金になります。

⑬予備費です。予備費は、例年どおり2,000万円と見込んでおります。

以上、歳出合計は59億3,604万2千円、前年度比2億7,971万1千円の減額になります。

平成31年度当初予算案の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたが、この件につきまして委員の皆様から御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

9ページの⑨繰入金ですが、予算は1億8,000万円ということで、今年度に比べると大分増えるということになっております。新任の方もいらっしゃいますので、この辺のところをもう少し、今後の展開などを教えていただけたらと思います。

(議長)

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

基金繰入金に関しての当初予算額は1億8千万円と、前年より1億3千万円も増額になっております。平成31年度国民健康保険税は、現在の4方式から資産割を廃止した3方式への移行を考えているところです。この資産割を廃止した部分については、どこかで賄わなければならないということで、国保の財政調整基金で賄うかたちを取っております。その分が1億3千万ということになります。

(事務局)

基金の活用ということになりますが、次の議会で国民健康保険特別会計の補正予算があります。その中で、基金については更に5億3,900万円余りを積み増す予定でありまして、基金の総額は約10億5,200万円余りとなる見込みです。今後、資産割を廃止して、税収として少なくなる分につきましては、毎年度、大体1億3,000万円から1億5,000万円というようなどころを見込んでおりまして、この減収分について、基金の方から活用させていただきたいと思っています。こちらにつきましては、今後の医療費の伸び、あるいは被保険者の減少等々の要因があって、現段階では数字的なものは見通せないところでもありますが、おおむね4年から5年ぐらいは基金の活用が可能ではないか

と考えております。

(議長)

では、私から質問させていただきます。毎年、基金から1億5,000万円ほどを繰り入れながら、4,5年の間で財政状況を見ていくということですが、被保険者数が減ってきているところにやはり心配されるところがあります。事務局としては、状況によって国保税を上げざるを得ない場合も出てくることを想定していますか。その点についてお聞きしたいと思います。

(事務局)

国保税につきましては、新しい国保制度が平成30年度から始まりまして、その関係で県下の国保税をそのうち統一するというような話も出てくるものと思っています。それ自体まだ具体的な時期等は分かっておりません。そういったことも含めて様々な要因があります。本市の国保税は、現在低い方の状態ではありますが、将来的には順次上げていく段階が来るものと見込んでおります。

(議長)

他に委員で何かありましたらお願いいたします。

(議長)

それでは、特にないようですので、御承認いただけたということでお願いいたします。次に移ります。「(4)北杜市国民健康保険税条例の一部改正について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料の11ページをお願いします。また、別紙3「北杜市国民健康保険事業について(諮問)」、また2枚目には答申が付いておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

北杜市国民健康保険税条例の一部改正ということで、この経緯につきましては、昨年8月30日に市長から本運営協議会に国保税の算定方式、国保税の賦課割合について諮問をさせていただきました。昨年11月21日に本運営協議会から答申をいただいたところでございます。答申の要旨は、現在、北杜市が採用している国民健康保険税の算定方式について、4方式の算定方式から資産割を廃止した3方式を採用すること。また、賦課割合については、資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の賦課割合はそのまま据え置くという内容でございました。市では、答申の内容を踏まえ検討を行いまして、答申いただきました内容を反映し、資産割を廃止した3方式として、所得割・均等割・平等割の税率はそのまま据え置く内容とさせていただきました。国民健康保険税条例につきましては、次の議会に諮り、平成31年度の国保税から反映し運用して参りたいと考えております。また、先ほど予算でも説明をしておりましたが、資産割の廃止により納付される税額が減ることになります。財政調整基金を活用して参りたいと考えております。以上が主な内容になります。よろしくお願いいたします。

(議長)

事務局から説明がありましたように、公平性を図るために4方式から3方式に改正するというので、答申もされたようです。また、こちらにつきましては、3月議会にお諮りして改正されるということです。特に新任の委員の皆さんで何か御意見・御質問がありましたらお願いしたいと思います。

(委員)

このことについては、相当慎重にこの協議会でも審議をさせていただいた経緯がありまして、市からも丁寧な説明がございました。その中で、先ほどの予算でも分かるように、今まで市町村が個別に行っていた事業を、県が統一的に事務をする上で他の市町村と歩調を合わせる必要もあるということ、今や3方式が一般的で、ほとんどの市がそれを取り入れている中で、北杜市も3方式に移行したいとの説明もございました。そういった経過の中でこの見直しが成されたと理解しております。重要なのが、これから議会に諮り決まっていくのですが、大分周知期間もありましたので、市民に見直しをするということ、そしてどういうことで見直しが必要であったかというようなことも含めて、周知するのが非常に重要だと思う訳でございますけれども、どんなかたちで周知するのか、その点についてお聞きいたします。

(議長)

事務局お願いいたします。

(事務局)

まず、議会で丁寧な説明をさせていただきますと、この条例が可決されるということになりますが、その後、広報等、また被保険者の方々には国保の納税通知も参りますので、そういったところで説明させていただきたいと思っております。今回、答申をいただいた中で、先ほどの別紙3の最終ページになりますが、答申に当たっての付帯意見をいただいております。ここが、実は一番重要で大切なところであると考えております。朗読をもって回答とさせていただきます。

《4. 答申にあたっての付帯意見について朗読》

(事務局)

あらゆる周知、あるいは様々な情報を取り入れながら、今後も国民健康保険事業、またこの改正が上手く機能していくよう進めて参りたいと思っております。

(事務局)

若干補足させていただきます。委員から周知をしっかりと御指示でございます。幸いと言いますか、国保税の課税につきましては、本市の場合7月が算定期間となっておりますので、3月議会で議決していただいた後に、4月から6月の広報ということで、納付書が出るまでには3か月ほど余裕がございますので、この間を使いまして市民の皆様にはし

っかり周知をしていきたいと考えております。また、今回の改正によりまして、厳密に言いますと1億3,000万円の減収につきましては、他の3方式で調整して、幾らか金額を抑えるというような考えもございましたが、そうすることによって、一部の方については、国保税が上がってしまうということも可能性として考えられました。そこで、今回の改正では、国保税が上がる方はゼロということで他の3方式は据え置いたという経過がございます。基本的には、今回の改正により固定資産分を払っていた方については、その分がなくなるということですが、元々賃貸住宅に入っているとか、資産割を払っていない方につきましては変更がない訳で、上がる方がいないということがございますので、その辺は理解が得やすいと考えております。しかし、下がることについてもしっかりと周知をなさいたいところだと思いますので、肝に銘じ、しっかりと周知して参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

よろしいでしょうか。他にはどうですか。

(議長)

特にないようですので御承認をよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、「(6)その他」について議題といたします。事務局の方から何かございますか。

(事務局)

その他についてはございません。

(議長)

委員の方々から何かありましたら、お願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(議長)

特にないようですので、以上をもちまして本日の議事を閉じさせていただきます。委員の皆様には慎重なる審議をしていただきましてありがとうございます。どうも御苦勞様でした。

5. 閉会のことば

(事務局)

議事の方が終了しました。浅川会長様ありがとうございました。それでは、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。また、途中で次第の方が入れ替わりまして大変御迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。以上で本日の協議会を終了させていただきます。最後に相互に挨拶を交わしたいと思いますので御起立をお願いいたします。相互に礼。

時刻 午後5時25分